

◎構造改革特別区域法の一部を改正する法律

(令和元年一二月六日法律第六五号)

一、提案理由 (令和元年一二月二日・衆議院地方創生に関する特別委員会)

○北村国務大臣 お時間を頂戴し、ありがとうございます。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特別区域は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものであります。これまで千三百三十一件の構造改革特別区域計画が認定を受け、それぞれの地域の特性に応じた事業が実施されてきました。

これまで、構造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行ってまいりました。

本法律案は、これらの検討結果に基づき、経済社会の構造改革を更に推進するとともに、地域の活性化を図るため、地域から要望の強い、新たな制度改革事項を盛り込んだものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、清酒の製造免許を保有する者が清酒の製造体験を実施しようとする場合、当該製造体験に係る製造場を既存の製造場と同一とみなす酒税法の特例措置を講ずることとしております。これにより、地域の経済や文化の発展の一端を担っている清酒について、その製造体験の実施を通じて、地域のブランド価値のさらなる増進、人の交流やにぎわいの創出が図られることが期待されるものであります。

第二に、周辺地域の市街化の進展等が著しく、建築需要が急激に増大しているなどの一定の市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする都市計画法の特例措置を講ずることとしております。これにより、無秩序な市街化を防ぎつつ、円滑かつ迅速に土地利用の整序及び基盤整備が図られることが期待されるものであります。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告 (令和元年一二月二日)

○山口俊一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加しようとするものであります。

地域再生法の一部を改正する法律案は、第百九十八回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、去る十一月十二日日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、同日両案について北村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年十一月十九日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

地域再生制度及び構造改革特別区域制度については、国家戦略特別区域制度及び総合特別区域制度を含めた類似の制度との関係を整理した上で、各制度の役割や特例措置等に係る提案の際の手續・要件等を明確化するなど、地方公共団体にとって利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを前向きに検討するとともに、規制の特例措置が特定の地域や事業者のためのものとならないよう、定期的に評価・検証し、可能なものについては、積極的に全国展開を進めること。

三、参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員長報告（令和元年一二月二日）

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、住宅団地再生の効果的な推進、P F I 推進機構に業務の特例を追加する意図、酒類の製造免許の在り方及び今後の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より両法律案に反対、れいわ新選組の舩後委員より地域再生法改正案に反対、構造改革特

別区域法改正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。